指定居宅介護支援事業重要事項説明書

1　指定居宅介護支援事業の目的

　指定居宅介護支援事業は、要支援、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮した支援を目的とし、その運営にあたり地域包括支援センター及び多様な居宅サービス事業者との連携に努め、また利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供される居宅サービス等が、特定の種類、事業者の不当に偏る事のない公正中立な立場を維持し適正に行います。

2　指定居宅支援事業所の概要

事業所名	ほほ笑み介護支援センター
所在地	長野県上田市福田 50-3
建物・施設・設備	鉄骨
代表電話番号	0268-71－5063
管理者氏名	清水和子
通常事業の実施地域	上田市　小県郡内　坂城町

3　同事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	計	その他
管理者	ケアマネージャー	1名			
ケアマネージャー		2名	1名	4名	

4　営業日及び営業時間

　営業日　　月曜日～土曜日　年末年始は 12 月 31 日～1 月 3 日まで休業とする。

　営業時間　AM8:30～PM5:30　（日曜日を含む時間外及び夜間は、転送による携帯電話で対応）。

5　サービス内容

（1）指定居宅サービス計画の作成及び介護予防サービス計画の作成

（2）サービス事業者及び地域包括支援センターとの連絡調整

（3）介護保険施設等への紹介

（4）認定申請等の代行

（5）その他利用者、家族等の日常生活の相談に対応

6　利用料等の受領

　指定居宅介護支援計画等に関わる料金は法定代理受領となり全額保険者負担で利用者の負担はありません。法定代理受領が、償還払いとなるような場合においても介護報酬告示上の額となります。また通常事業の実施地域以外での指定居宅介護支援事業では交通費の実費（㌔当り 30 円）を利用者との合意の上でお支払いいただきます。

7　提供にあたっての留意事項

（1）利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者などの紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明を求めることが出来ますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

（2）当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

（3）長野県介護サービス情報公表計画に基き、指定情報公表センターに介護サービス情報の報告を行います。

（４）病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為、早期に病院と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

８　サービス内容に関する相談、苦情処理

（１）当事業所利用者相談・苦情担当窓口　電話 0268-71-5063　管理者：清水和子

（２）上田市高齢者介護課・相談苦情窓口　電話 0278-23-5140

（３）長野県国保連合会介護保険相談窓口　電話 026-238-1550

（４）上田市在住以外の利用者相談窓口　　電話　　（　　）

＊苦情や意見等を述べても不利益な扱いを受ける事はありません。万が一不利益な扱いを受けた場合は、事業所として責任ある対応をとりますので、責任者にその旨を申し出てください。

９　事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援又は介護予防指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０　緊急時の対応

指定居宅支援事業又は介護予防指定居宅支援事業の提供中容態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医、救急隊、家族等へ連絡いたします。

	氏　名	電　話　番　号
主治医		
家族		

１１　虐待の防止についての対応

利用者等の人権擁護・虐待防止などの為、苦情解決対策を整備し必要に応じ成年後見制度の利用などの措置を講じます。従業者に虐待防止を啓発、普及する為の研修を定期的に実施し周知します。

１２　身体拘束についての対応

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し利用者の生命や身体に対し危険が及ぶ等(1)緊急性（2）非代替性（3）一時性　等の例外事象が発生する場合においては利用者家族等に説明同意を得た上で必要最小限の範囲内で行う場合があります。その際、記録は事象発生時より５年間保管します。従業者は身体拘束排除に積極的に取り組み研修を定期的に実施し周知します。

１３　ハラスメント対策

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

利用者、家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

１４　感染症・衛生管理についての対応

食中毒及感染症の発生を防止する為、食器やその他設備や飲用供する水について衛生的な管理に努め、感染症が発生し蔓延しない為の措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に常に密接な連携に努めます。

１５　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要

な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

（１）感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。

１６　秘密保持と個人情報の保護について

（１）利用者及びその家族に関する秘密保持について

①事業者は、利用者又は事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（２）個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　有限会社ほほ笑み介護支援センター　代表取締役　橋爪延幸　印
所在地　上田市福田５０－３
事業所　名称　　ほほ笑み介護支援センター（介護保険番号　2070300666）
所在地　上田市福田 50-3
説明者　氏名　　印

私及び家族は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援又は介護予防居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住所
氏名　　印
代理人　住所
氏名　　印
家族代表住所
氏名　　印